

北陸地区所有者不明土地対策連携協議会

設立総会資料

日	時	平成31年2月5日(火)
	議 事	13:30～14:00
	意見交換	14:00～15:00
会	場	新潟市万代市民会館 多目的ホール 新潟市中央区東万代町9番1号

北陸地区所有者不明土地対策連携協議会 設立総会 議事次第

日時：平成31年2月5日（火）13：30～15：00

場所：新潟市万代市民会館 多目的ホール
新潟市中央区東万代町9番1号

1. 開 会 （10分程度）

- 国土交通省土地・建設産業局 挨拶
- 北陸地方整備局 挨拶
- 新潟地方法務局 挨拶

2. 協議会設立趣旨説明 （5分程度）

3. 協議会設立手続 （15分程度）

- (1) 協議会規約（案）等の説明
- (2) 協議会規約（案）等の決定
- (3) 構成員・協力団体の紹介

～～ 休 憩 ～～

4. 所有者不明土地法の施行について

（土地・建設産業局企画課）（20分程度）

5. 用地業務に対する市町村支援について

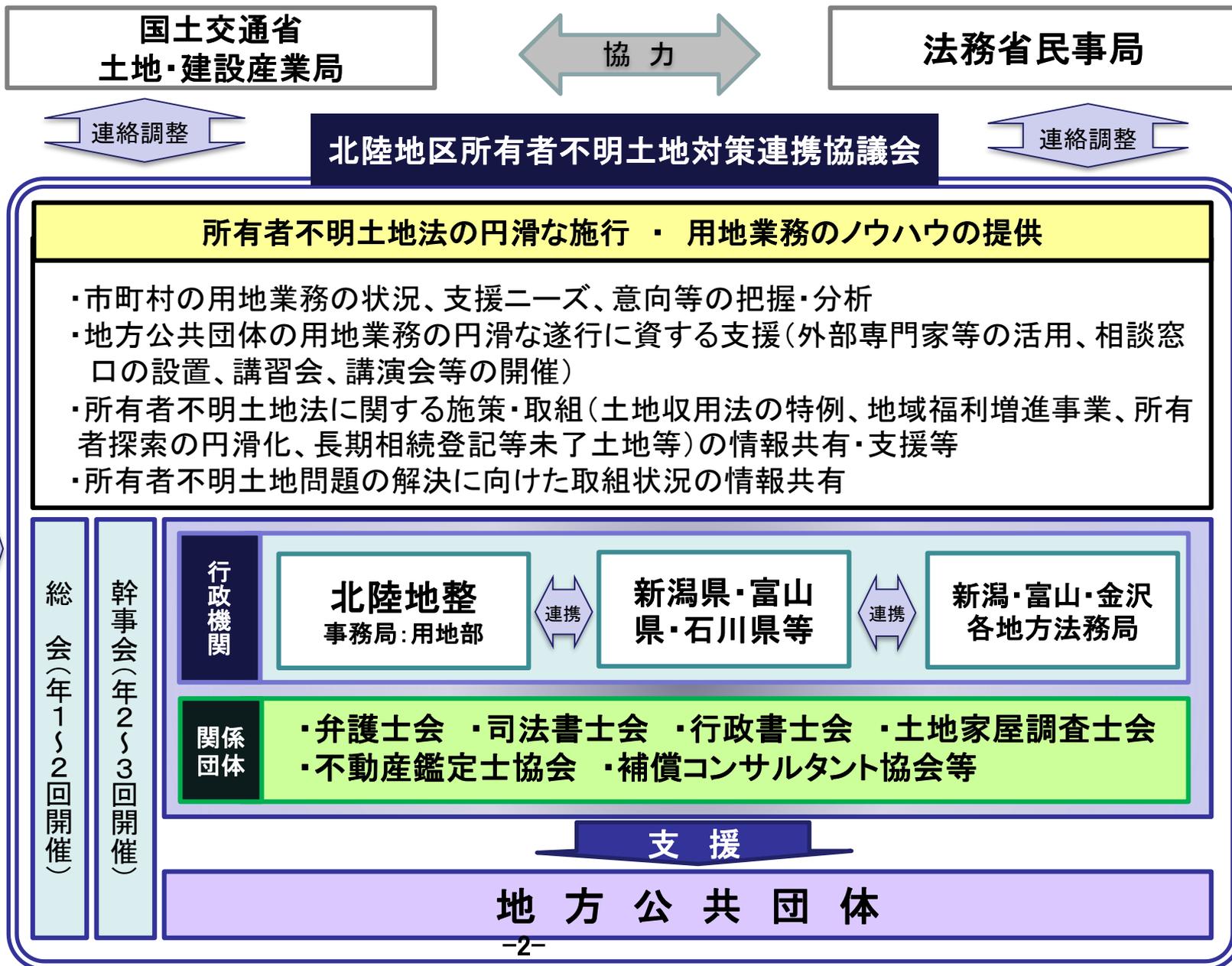
（土地・建設産業局総務課公共用地室）（20分程度）

6. 法務局における所有者不明土地問題の解消に向けた主な取組について

（新潟地方法務局）（20分程度）

7. 閉 会

北陸地区所有者不明土地対策連携協議会の概要



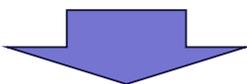
地方整備局

所有者不明土地法に基づく地方公共団体への職員の派遣

現状・課題

- 所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業用地の取得等において**所有者の探索に多大な時間・費用・労力**を要するなど、円滑な事業実施に支障
- 小規模市町村では用地専任の職員がいない所も多く、**地方公共団体におけるマンパワー・ノウハウの不足**等による問題が顕在化
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法により創設された地域福利増進事業、土地収用法の特例といった**新制度の周知、活用促進が必要**

このような現状を踏まえ、所有者不明土地問題等への対応のため、関連事務に精通した**地方整備局等による地方公共団体への支援・関係機関同士の連携強化**が有効

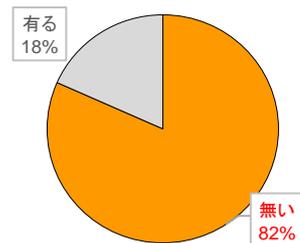


具体的な取組

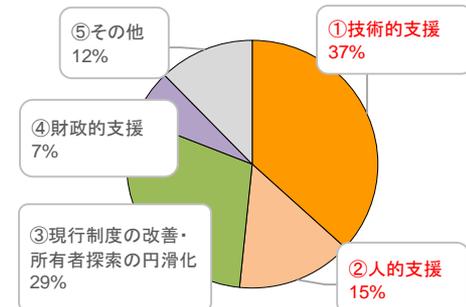
地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体などの関係者が一体となって、地方ブロックごとに全国10地区で、「**所有者不明土地連携協議会**」を設立

市町村へのアンケート調査(H29.8)結果より抜粋

小規模市町村における
用地専門部署の有無



用地取得に関する市町村からの要望



国土審議会土地政策分科会特別部会中間とりまとめ(平成29年12月12日公表)

地方公共団体における用地取得事務に関して、ノウハウ不足、マンパワー不足が課題となっていることから、**国が有するノウハウ等を積極的に提供**していくことが求められる。

具体的には、国から地方公共団体へ用地取得業務に精通した職員を派遣することや、国、地方公共団体、関係団体(補償コンサルタント協会等)で構成する**協議会を設置**し、地方公共団体からの相談に対応することなどが考えられる。

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(平成30年6月1日関係閣僚会議決定)

1 国会提出法案の円滑な施行

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」他関連法案の成立後、速やかに、政省令、ガイドラインの整備等を進め、新制度の普及啓発を図るとともに、新制度や長期相続登記未了土地の解消事業など必要な事業推進のため、組織・定員を含めた体制の強化や予算要求、税制改正要望を検討する。また、**地方協議会の設置や関係団体との連携、協力を通じ、地方公共団体に対する助言や人的支援を実施する。**

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(第4条第2項)

国は、地方公共団体その他の者が行う所有者不明土地の利用の円滑化等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供**その他の支援を行うよう努めなければならない。**

長期相続登記等未了土地解消作業の概要について

□ 現状

不動産登記簿における相続登記未了土地調査（平成29年6月公表）



長期間相続登記等が未了となっているおそれのある土地が相当数あることが判明

	最後の登記から90年以上経過しているもの	最後の登記から70年以上経過しているもの	最後の登記から50年以上経過しているもの
大都市 (所有権の個数：24,360個)	0.4%	1.1%	6.6%
中小都市・中山間地域 (同上：93,986個)	7.0%	12.0%	26.6%

※割合は累積値

□ 対応策（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号 平成30年11月15日一部施行）で措置）

長期間相続登記が未了となっている土地について、相続が発生していないか、相続が発生している場合に、相続人として登記名義人となり得る者が誰かを登記官が調査し、調査結果を踏まえて相続登記の促進につなげる仕組みを創設し、実施する。

- ① 所有者不明土地問題に直面する自治体のニーズを踏まえ、調査地域の選定
- ② 長期間相続登記が未了の土地の洗い出し
- ③ 調査対象土地の登記情報と戸除籍を突合し、登記名義人について相続が発生していないかどうかを確認し、その結果を踏まえ、登記名義人の法定相続人情報（法定相続人の一覧図）を作成
- ④ ②及び③を登記官が審査し、法定相続人情報等を登記簿の一部として登記所に保管するとともに、長期相続登記未了である旨を登記記録に記録
- ⑤ 調査で判明した相続人に対し、相続登記を促す通知を发出



①地域選定



②対象地洗い出し



③相続発生の有無確認／一覧図作成



④登記官による審査／記録／保管



⑤通知

□ 効果

- ◆ **調査で判明した相続人本人に対する直接的な相続登記の促し**
- ◆ **法定相続人情報を相続登記申請時における添付書類として援用することを可能とし、相続登記の申請人の手続負担を軽減**
- ◆ **事業実施主体の所有者探索のコスト削減、簡便化（法定相続人情報を必要に応じて提供）**

公共事業用地の取得，農地の集約化，森林の適正な管理等の事業の円滑化・進展に寄与

北陸地区所有者不明土地対策連携協議会規約（案）

（名称）

第1条 この協議会は、北陸地区所有者不明土地対策連携協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）」の適正かつ円滑な施行を図り、地方公共団体が行う所有者不明土地の取得又は使用に係る業務について、関係する者が連携することにより、もって当該業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 地方公共団体の所有者不明土地の取得又は使用に係る業務の円滑な遂行のための支援
- 二 所有者不明土地法の施行に関する情報共有
- 三 所有者不明土地問題の解消に関する取組の情報共有
- 四 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動

（構成員等）

第4条 本会は、別表1に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 本会に、専門的知見から助言を行う協力団体を置く。
- 3 前項に規定する協力団体は、別表2に掲げる者とする。

（入退会）

第5条 本会に入会しようとする者は入会届を、退会しようとする者は退会届を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の入会届又は退会届を受理したときは、これを幹事会に報告しなければならない。

（役員）

第6条 本会に次に掲げる役員を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 幹 事 | 若干名 |

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長は別表3に、幹事は別表4に掲げる者をもってこれに充てる。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- 3 前項の規定による会長の職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名する。
- 4 幹事は、総会の決議に基づいて会務を執行する。

(総会)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が構成員及び協力団体を招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回会長の定める時期に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 4 会長は、総会の運営上必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めるものとする。
- 5 総会は、次に掲げる事項を総会の総意をもって決定する。
 - 一 規約の変更に関する事項
 - 二 活動計画に関する事項
 - 三 その他会務の重要決定事項

(幹事会)

第10条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって組織し、会長の求めに応じて開催する。
- 3 幹事会は、北陸地方整備局用地部用地調整官が主宰する。
- 4 会長は、幹事会の運営上必要と認めるときは、幹事以外の者に出席を求めるものとする。
- 5 幹事会は、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
 - 二 総会に提出する事案に関する事項
 - 三 総会が幹事会に委任した事項
 - 四 構成員の入退会に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

(分科会)

第11条 本会は、第3条に掲げる事項に関する事務を行うための分科会を設けることができる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、北陸地方整備局用地部用地企画課に置く。

- 2 事務局長は、北陸地方整備局用地部用地企画課長をもってこれに充てる。
- 3 事務局は本会運営のための事務を行う。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月5日から施行する。

(別表1)

国土交通省北陸地方整備局長

法務省新潟地方法務局長

法務省富山地方法務局長

法務省金沢地方法務局長

新潟県土木部長

富山県土木部長

石川県土木部長

〔新潟県の市町村〕

新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、糸魚川市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、妙高市、胎内市、聖籠町、田上町、出雲崎町、津南町、阿賀町、弥彦村、刈羽村、関川村

〔富山県の市町村〕

富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、射水市、南砺市、上市町、立山町、入善町、舟橋村

〔石川県の市町村〕

金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、七尾市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、穴水町、宝達志水町、能登町

(別表2)

新潟県弁護士会
富山県弁護士会
金沢弁護士会
新潟県司法書士会
富山県司法書士会
石川県司法書士会
新潟県土地家屋調査士会
富山県土地家屋調査士会
石川県土地家屋調査士会
新潟県行政書士会
富山県行政書士会
石川県行政書士会
北陸不動産鑑定士協会連合会
一般社団法人日本補償コンサルタント協会北陸支部

(別表3)

会 長	北陸地方整備局長
副会長	新潟地方法務局長 富山地方法務局長 金沢地方法務局長 北陸地方整備局用地部長

(別表4)

幹 事	北陸地方整備局用地部用地調整官 北陸地方整備局建政部調整官 北陸地方整備局建政部計画・建設産業課長 北陸地方整備局用地部用地企画課長 新潟地方法務局不動産登記部門首席登記官 富山地方法務局登記部門首席登記官 金沢地方法務局不動産登記部門首席登記官 新潟県土木部用地・土地利用課長 富山県土木部管理課長 石川県土木部監理課用地室長 新潟市財務部用地対策課長
-----	---

北陸地区所有者不明土地対策連携協議会

【事務局】

北陸地方整備局用地部用地企画課

〒950-8801

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

TEL : 025-280-8880 (代表)

FAX : 025-280-8723

MAIL : youtai84@hrr.mlit.go.jp